



# 神奈川県 中小企業制度融資のしおり



## ..... 神奈川県中小企業制度融資とは .....

中小企業者の皆さまが、神奈川県信用保証協会の保証を付けた上で  
金融機関から融資を受けることができる制度です。  
目的等に応じて、長期・固定・低利の各種メニューをご利用いただけます。

## ★令和6年度のポイント★

- ★小口零細企業保証資金／保証料補助を拡充したミニ枠を新設
- ★事業振興融資／据置期間を1年以内、設備資金の融資期間を15年以内に拡充
- ★脱炭素（カーボンニュートラル）促進融資、生産性向上支援融資／  
脱炭素関連の要件において、保証料補助や融資利率の引下げを実施

## 神奈川県中小企業制度融資の特徴

### 3つの特徴

長期

固定

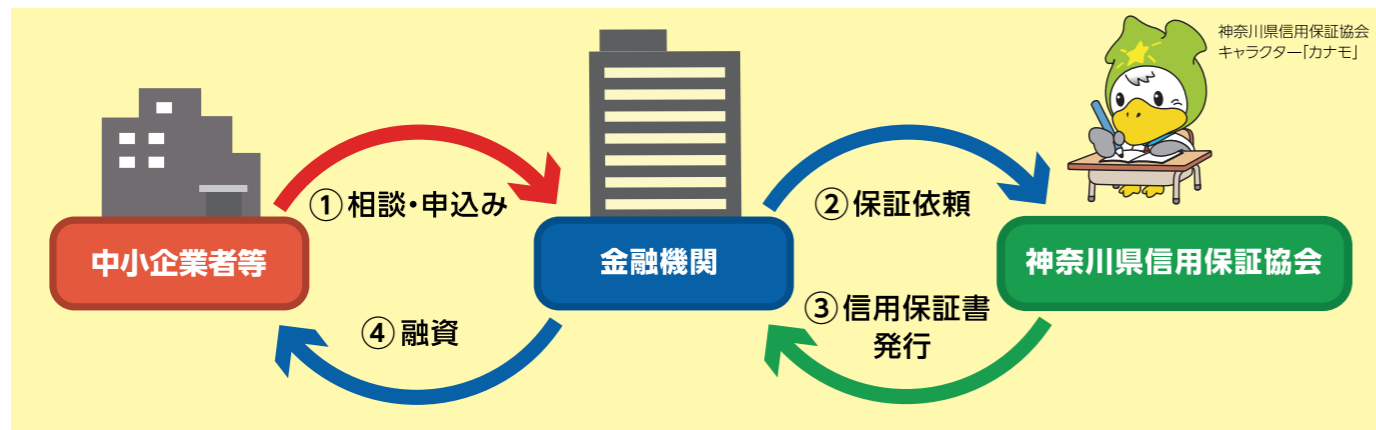
低利

神奈川県中小企業制度融資とは、中小企業者の皆さまが県内で行う事業活動に必要な資金を円滑に調達できるよう、神奈川県・神奈川県信用保証協会・金融機関の三者が連携して支援する制度です。

県が金融機関の貸付原資の一部を負担することで、長期・固定・低利な融資を実現しています。

また、中小企業者の皆さまが神奈川県信用保証協会に支払う保証料の一部を県が補助し、負担の軽減を図っています。

### ご利用の流れ



- ① 金融機関へ融資の相談をして、申し込みます。
- ② 金融機関による審査の後、県信用保証協会に保証を依頼します。
- ③ 県信用保証協会が審査を行い、保証決定する場合は、「信用保証書」を発行します。
- ④ 金融機関が融資します。

※県の金融相談窓口、県信用保証協会にも金融相談等を行うことができます。

※審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

### 資金使途

原則として、**県内で行う事業活動に必要な資金**にご利用いただけます。

※設備資金は、県内に設置する設備が対象となります。

※県内で創業する方もご利用いただけます。

## 脱炭素に取り組む中小企業者の皆さまへ

### 令和5年度に引き続き、皆さまの脱炭素への取組みを支援します！

#### ●脱炭素(カーボンニュートラル)促進融資

保証料を県が1/2補助し、さらに神奈川県信用保証協会が0.1%割り引きします。

脱炭素・カーボンニュートラル取組例

- ・太陽光パネルの導入
- ・電気自動車と充電設備の導入

#### ●生産性向上支援融資

省エネ効果が見込まれる設備を導入する場合は、融資利率を1.6%以内に引き下げた上、据置期間を1年以内から2年以内に延長します。

## お申込みいただける方

次の要件をすべて満たしている方が、制度融資をお申込みいただけます。

- 神奈川県内で、事業を営んでいる、又は、事業を開始する中小企業者（個人、会社、NPO法人）及び協同組合等。 ※1 ※2
- 許認可等の必要な業種の場合は、当該許認可等を受けている。 ※3
- 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる（農林漁業・一部金融業等は対象外）。
- 銀行取引停止処分を受けていない。
- 原則として、信用保証協会が行った代位弁済による債務を負っていない。
- 原則として、税務申告を怠っていない。



※1 「中小企業者」とは、次の①又は②のいずれかに該当する方をいいます。

①会社の場合は資本金（資本の額又は出資の総額）又は常時使用する従業員数のいずれか、個人事業者の場合は常時使用する従業員数が、下表に該当する方になります。

なお、「会社」には、監査法人、弁理士法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び行政書士法人も含まれます。公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人等その他の法人は、医業の場合を除き含まれません。

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運送業等 *	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医業(主たる事業であること)	—	300人以下(個人は100人以下)

\* 製造業、建設業、運送業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業及び医業以外の業種を言います。

【業種例】不動産業、通運事業、倉庫業、印刷業、出版業、電気・ガス・熱供給・水道業、保険媒介代理業、土石採取業、木材伐出業、鉱業

なお、政令で定められた次の業種については、下表に該当する方になります。

業種	資本金	従業員数
ゴム製品製造業(タイヤ製造業等を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

②特定非営利活動法人(NPO法人)は、下表に該当する方になります。

業種	従業員数
製造業、建設業、運送業、医業(主たる事業であること)等	300人以下
卸売業、サービス業	100人以下
小売業(飲食業を含む)	50人以下

※2 「協同組合等」とは、中小企業信用保険法第2条第1項第3号及び第4号並びに第7号から第11号までに該当する事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会等を指します。

(例) 中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合等

※3 これから創業する方は、許認可等を取得済みであること又は確実に取得が見込まれることの確認が必要です。

神奈川県中小企業制度融資一覧 ① ★印のあるメニューは今年度の注目ポイントです。

融資メニュー	融資対象 〔「中小企業者等」とは、中小企業者、協同組合等を指します。〕	融資限度額	融資利率 (年利・固定金利)	融資期間		保証料率 (県補助後の料率)	備考	
				運転資金	設備資金			
コロナや原油高騰等の影響を受けている方	伴走支援型特別融資 ★	売上や利益率が減少し、経営行動に係る計画を策定した中小企業者等	一部別枠 1億円	1.8%以内	10年以内 (据置5年以内を含む)		※1 0.2% ※2 0.2~0.8%	※1 セーフティネット保証4号、同5号又は災害関係保証(令和6年能登半島地震)を利用する場合に適用 ※2 一般保証を利用する場合に適用 ○ セーフティネット保証を利用する場合、市町村の発行する認定書が必要です。
	原油・原材料高騰等対策特別融資	原油・原材料高騰等の影響により、売上高又は売上総利益額(粗利益)が減少した中小企業者等	8,000万円	2年以内 : 1.2%以内 2年超5年以内 : 1.4%以内 5年超15年以内 : 1.6%以内	10年以内 15年以内 (据置1年以内を含む)	0.36~1.52%		

ご利用いただける方	融資メニュー	融資対象 〔「中小企業者等」とは、中小企業者、協同組合等を指します。〕	融資限度額	融資利率 (年利・固定金利)	融資期間		保証料率 (県補助後の料率)	備考
					運転資金	設備資金		
中小企業者等の方全般	事業振興融資 ★	中小企業者等	2億円	1年以内 : 1.6%以内 1年超10年以内 : 2.6%以内 (1年超は変動金利も可※)	10年以内 15年以内 (据置1年以内を含む)	0.45~1.90%	※ 変動金利は取扱金融機関の短期プライムレート等に0.8%を加えた利率の範囲内となります。 ○ 信用保証は金融機関の任意となります。信用保証なしの場合は、金融機関所定の固定金利となります。	
	流動資産担保融資	売掛債権や棚卸資産を保有する中小企業者等	別枠 2億5,000万円	金融機関所定金利 (変動金利も可)	1年以内	0.34%	○ 売掛債権や棚卸資産を担保に提供していただきます。	
新たな取組をする方	新たな事業展開対策融資	新たな事業展開、新規販路の開拓や事業改善等を行う中小企業者等	8,000万円	2.1%以内	10年以内 (据置1年以内を含む)	0.45~1.52%		
	生産性向上支援融資 ★	ア 国の認定を受けた経営力向上計画に従って、経営力向上を図る中小企業者等(NPO法人、医療法人を除く)	別枠 8,000万円	1.8%以内	10年以内 15年以内 (据置1年以内を含む)	0.34%	○ 主務大臣による経営力向上計画の認定が必要です。	
		イ 市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等を導入する中小企業者等(NPO法人、医療法人を除く) ※	別枠 8,000万円				※ 経済産業大臣から同意を得た導入促進基本計画を作成した市町村(特定市町村)に限ります。 ○ 市町村長による認定先端設備等導入計画の認定が必要です。	
ウ ア又はイに加え、生産効率が向上する設備を導入することで、省エネ効果も見込まれる事業計画について金融機関の確認を受けた中小企業者等(NPO法人、医療法人を除く)		別枠 8,000万円 ※1	1.6%以内	10年以内 ※2 15年以内 (据置2年以内を含む)	※1 ア又はイと合算で8,000万円までとなります。 ※2 設備設置に係る経費に限る。			
小規模な事業を営む方	企業経営の未病改善対 小口零細企業保証資金	従業員数20人(卸売業・小売業・サービス業の場合は5人)以下の小規模企業者(NPO法人を除く ※1)	2,000万円 ※2	1年以内 : 1.1%以内 1年超5年以内 : 1.6%以内 5年超10年以内 : 1.8%以内	10年以内 (据置6か月以内を含む)	0.50~1.76% ※4	※1 医業を主たる事業とする場合は、対象となります。 ※2 融資限度額は、保証協会(他の保証協会を含む)の既存保証の残高を含めて2,000万円です。 ※3 小口零細企業保証資金の融資限度額の範囲内で500万円までとなります。 ※4 「企業経営の未病改善」に取り組む場合、保証料率は0.40~1.32%となります。 ※5 「企業経営の未病改善」に取り組む場合、保証料率は0.30~0.88%となります。	
	ミニ ★		500万円 ※3	1.8%以内 又は金融機関所定金利 (変動金利も可)	5年以内 (据置6か月以内を含む)	0.40~1.32% ※5		
	企業経営の未病改善対 小規模クイック融資	従業員数30人(卸売業・小売業・サービス業の場合は10人)以下の中小企業者	4,000万円	1年以内 : 金融機関所定金利 1年超5年以内 : 1.8%以内 5年超7年以内 : 2.0%以内 7年超10年以内 : 2.3%以内 (全融資期間で変動金利も可※1)	10年以内 (据置6か月以内を含む)	0.45~1.52% ※2	※1 変動金利は金融機関所定の利率となります。 ※2 「企業経営の未病改善」に取り組む場合、保証料率は0.36~1.14%となります。 ○ 通常の融資よりも、スピーディーな融資実行が可能です(県信用保証協会の保証付き融資を初めて利用する場合を除く)。	
緊急事態に備えた取組を行う方	企業経営の未病改善対 BCP策定支援融資	ア 事業継続計画(BCP)の策定や事業継続計画(BCP)に基づく対策を行う中小企業者等	8,000万円	1.6%以内	1年超 10年以内 15年以内 (据置1年以内を含む)	0.45~1.52% ※	※ 「企業経営の未病改善」に取り組む場合、保証料率は0.36~1.14%となります。	
		イ 事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者等	別枠 8,000万円			0.68% ※	※ 「企業経営の未病改善」に取り組む場合、保証料率は0.54%となります。 ○ イは、事業継続力強化計画に係る認定申請書の写しが必要です。 ○ ウは、連携事業継続力強化計画に係る認定申請書の写しが必要です。	
		ウ 連携事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者等	別枠 8,000万円					
創業する方 又は 創業後5年未満の方	創業支援融資	ア 現在、事業を行っていない創業前の個人で、次のいずれかに該当する方 ① 1か月以内に新たに個人事業を創業予定の方 ② 2か月以内に新たに法人事業(NPO法人、医療法人を除く)を創業予定の方 イ 事業を行っていない個人が事業を開始し、創業後5年を経過していない中小企業者(NPO法人、医療法人を除く)	3,500万円	1.8%以内	1年超10年以内 (据置1年以内を含む)	0.40% ※2	※1 法人成りの場合は対象外です。 ※2 保証料率は県信用保証協会の0.2%割引後のものです。 ※3 保証料率は県信用保証協会の0.4%割引後のものです。 ○ 分社化の場合も融資対象となります。 ○ 創業前及び創業後1年未満の場合は、所定の事業計画書の作成が必要です。 ○ 許認可等の必要な事業にあっては、原則として当該許認可等を取っていることが必要です。 ○ 創業の起点は、法人は登記簿上の設立年月日、個人は客観的事業着手日(税務署に提出した個人事業開業届出書の開業日等)で確認します。 ○ 担保は不要です。	
	創業特例	上記ア又はイに該当する方のうち、 ウ 融資申込み前に創業支援機関(公益財団法人神奈川産業振興センター、商工会、商工会議所等)の経営指導を受け、かつ、融資実行後も概ね2回以上の経営指導を受ける方 エ 国が認定した市町村の特定創業支援等事業を利用した方(創業前の場合は、創業の6か月前から利用可) ※1		1.6%以内	0.00% ※3 保証料負担なし	○ スタートアップ創出促進保証を利用する場合、次の要件を満たした法人は、保証料率を0.2%上乘せすることで経営者保証が不要となります。 ① 融資申込受付時点において税務申告1期未満の場合、創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有している ② 所定の創業計画書を作成している ③ 創業3年目と5年目に専門家による経営者保証ガイドラインの充足状況の確認と助言を受け、チェックシートを金融機関に提出する		

神奈川県中小企業制度融資一覧 ② ★印のあるメニューは今年度の注目ポイントです。

2024年4月1日現在

ご利用いただける方	融資メニュー	融資対象 〔「中小企業者等」とは、中小企業者、協同組合等を指します。〕	融資限度額	融資利率 (年利・固定金利)	融資期間		保証料率 (県補助後の料率)	備考	
					運転資金	設備資金			
経営の安定に 取り組む方	セーフティネット保証5号	国が定める所定の要件(セーフティネット保証5号の要件)を満たし、事業所の住所地を管轄する市町村長の認定を受けている中小企業者等	別枠 8,000万円	1年超5年以内 : 1.6%以内 5年超10年以内 : 1.8%以内	1年超10年以内 (据置1年以内を含む)	—	0.68% ※	※ 従業員30人超の場合、保証料率は0.85%になります。 ○ 業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者等が対象となります。 ○ 市町村の発行する認定書が必要です。	
	売上・利益減少対策融資	最近3か月もしくは6か月の売上高又は売上総利益額(粗利益)の合計が、直近3年のいずれかの年の同期と比較して減少している中小企業者等	8,000万円	1年超5年以内 : 1.6%以内 5年超10年以内 : 1.8%以内	1年超10年以内 (据置1年以内を含む)	—	0.45~1.52%		
	借換支援融資	県信用保証協会の保証付の融資残高がある中小企業者等	8,000万円	2.2%以内	1年超10年以内 (据置1年以内を含む)	—	—	0.45~1.52%	
	リターンアシスト 長期保証融資	返済条件の緩和を行っている保証付の融資残高があり、その残高を経営改善計画の取組みの一環として借り換えることにより借入債務の正常化を図る中小企業者等	一部別枠 1億6,000万円	10年以内 : 1.8%以内 10年超15年以内 : 2.3%以内	15年以内	—	—	0.45~1.52%	○ 所定の事業計画書の作成が必要です。
	リターンアシスト長期 保証融資(別枠保証)	リターンアシスト長期保証に該当する方で、事業所が所在する市町村長の認定(セーフティネット保証1~8号のいずれか)を受けた中小企業者等	別枠 2億8,000万円	10年以内 : 2.0%以内 10年超15年以内 : 2.5%以内	15年以内 (据置1年以内を含む) ※	—	—	0.80又は1.00% ※	※ 従業員数30人超の場合、保証料率は0.85%となります。 ○ 所定の事業計画書の作成が必要です。 ○ 市町村の発行する認定書が必要です。
事業再生に 取り組む方	事業再生サポート融資	神奈川県中小企業活性化協議会等の指導もしくは助言により又は経営サポート会議等による検討により作成された事業再生計画等に従って事業再生に取り組む中小企業者(NPO法人、医療法人を除く)	別枠 2億8,000万円	10年以内 : 2.0%以内 10年超15年以内 : 2.5%以内	15年以内 (据置1年以内を含む) ※	—	0.80又は1.00% ※	※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方は、据置が5年以内、保証料率が0.20%となります。	
事業承継に 取り組む方	企業経営の未病改善対象 事業承継関連融資	承継前 ア 事業承継を10年以内に行う事業承継計画を策定し計画の実行に取り組む中小企業者等 ※1	8,000万円	1.6%以内	1年超10年以内 (据置1年以内を含む)	1年超10年以内 1年超15年以内 (据置1年以内を含む)	0.45~1.52% ※5 ※6	※1 神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター、金融機関、認定経営革新等支援機関又は県信用保証協会の支援を受ける必要があります。 ※2 事前に中小企業経営承継円滑化法に基づく県(中小企業支援課)の認定が必要です。 ※3 一定の要件とは、以下のすべての項目です。 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること ③個人・法人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと ※4 一定期間内とは、令和2年1月1日から令和7年3月31日までです。 ※5 「企業経営の未病改善」に取り組む場合、保証料率は0.36~1.14%となります。 ※6 キ、ク、ケは中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた場合、保証料率は0.20~0.92%となります。加えて、「企業経営の未病改善」に取り組む場合、保証料率は0.16~0.69%となります。  ○ ア、カ~クは所定の事業計画書の作成が必要です。	
		イ 他の中小企業者の事業を承継する中小企業者(NPO法人、医療法人を除く)	別枠 8,000万円						
		ウ 他の中小企業者の事業を承継する個人(ただし、個人は事業を営んでいない方に限る)	8,000万円						
		承継後 エ 事業承継をした中小企業者(NPO法人、医療法人を除く)	別枠 8,000万円						
		オ 事業承継をした中小企業者の代表者個人	8,000万円						
		カ 事業承継をした日から5年未満で、事業計画を策定し経営の安定化や事業の拡大に取り組む中小企業者等	8,000万円						
		承継前 キ 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する法人で、一定の要件を満たす中小企業者等(個人事業者を除く) ※3	8,000万円						
承継後 ク 一定期間内に事業承継を実施し、事業承継日から3年を経過していない法人で、一定の要件を満たす中小企業者等(個人事業者を除く) ※3 ※4	8,000万円								
承継前 ケ 3年以内に事業承継を予定し、経済産業大臣の認定を受け、一定の要件を満たす中小企業者(個人事業者を除く) ※3	別枠 8,000万円	借換のみ 10年以内 (据置1年以内を含む)	—						
脱炭素・ カーボンニュートラルに 取り組む方	脱炭素(カーボンニュートラル)促進融資 ★	ア 県の認定を受けて、低公害車の購入、公害防除施設等もしくは環境負荷低減のための施設等の設置、改善等又は公害防止のための工場等の移転を行う中小企業者等	8,000万円 ※1 イは2億円 ウは3,000万円 ※2 ※3	1.6%以内	1年超7年以内 10年以内 (据置1年以内を含む)	1年超10年以内 20年以内 (据置1年以内を含む)	0.125~0.85% ※4 ※5 ※6	※1 ア、イ、エの運転資金は設備資金の1/2が限度額となります。 ※2 ウの省エネ設備等の設置費用は、再生可能エネルギー発電設備の設置費用と同額までが限度となります。 ※3 イは8,000万円とは別に2億円、ウは8,000万円に含めて3,000万円が限度額となります。 ※4 次の場合には、信用保証は金融機関の任意となります。 エ(設備のみの場合)、オ ※5 保証料率は県信用保証協会の0.1%割引後のものです。 ※6 公害防止保証を適用する場合、保証料率は1.15%となります。  ○ ウ、オは所定の事業計画書の作成が必要です。 ○ 県の認定に関するお問合せ先 ア・・・環境課、イ・・・県資源循環推進課、エ・・・県脱炭素戦略本部室	
	ソーラー発電等 促進融資	ウ 再生可能エネルギー発電設備もしくはそれと同時に省エネ設備等を設置、又は蓄電池を導入する中小企業者等			1年超7年以内 10年以内 (据置1年以内を含む)	1年超10年以内 10年以内 (据置1年以内を含む)			
	地球温暖化対策 省エネ設備等導入融資	エ 県の認定を受けて、CO2の削減のために設備導入等を行う中小企業者等			1年超7年以内 10年以内 (据置1年以内を含む)	1年超10年以内 10年以内 (据置1年以内を含む)			
	電気自動車等・ 充電設備導入融資	オ 電気自動車、燃料電池自動車及び電気自動車の充電設備等を導入する中小企業者等			—	1年超10年以内 (据置1年以内を含む)			
SDGsに 取り組む方	SDGsパートナー 支援融資	ア 「かながわSDGsパートナー」として県に登録されている中小企業者等 ※1 イ アに該当する者のうち、SDGsの取組に関する事業計画書を策定し、計画を実行する中小企業者等	4,000万円 アは2,000万円	1.8%以内 1.6%以内	1年超10年以内	1年超15年以内	0.35~1.42% ※3	※1 事前に県(いのち・未来戦略本部室SDGs推進グループ)への登録が必要です。 ※2 アと合わせて4,000万円、イと合わせて6,000万円まで利用可能です。 ※3 保証料率は県信用保証協会の0.1%割引後のものです。  ○ イは所定の事業計画書が必要となります。	
	パートナーシップ 構築宣言支援融資	ウ 「パートナーシップ構築宣言」に登録している中小企業者等	2,000万円 ※2	1.8%以内	1年超10年以内 (据置1年以内を含む)	—			

◇一覧については、内容を要約している場合や記載していない融資メニューがあります。  
 ◇融資利率は、市中金利の動向により年度途中において改定する場合があります。  
 ◇返済方法は割賦返済です(融資期間1年以内の場合は一括返済も可)。  
 ◇企業経営の未病改善対象: 「企業経営の未病CHECKシート」によるチェック結果をもとに、商工会、商工会議所又は神奈川産業振興センター等の支援を受けながら経営課題の改善に取り組むと、信用保証料が割引されます。保証料率については、備考欄をご覧ください。

◇別枠とは、一般枠(2億8,000万円)の融資限度額とは別の枠で融資利用可能な限度額枠のことで、据置期間とは、融資実行当初に元金の返済が猶予される期間のことです。この間も利子の支払いは必要です。  
 ◇各融資において、担保、保証人が必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しません。  
 ◇事業者選択型経営者保証非提供制度により、保証料率に0.25%または0.45%上乗せすることで経営者保証を不要とできる場合があります。  
 ◇保証料率は県補助の拡充等により変更する場合があります。

## お申込み

取扱金融機関(2024年4月1日現在)次の取扱金融機関の県内本支店でお申込みいただけます。

銀行	みずほ/三菱UFJ/三井住友/りそな/群馬/きらぼし/横浜/第四北越/山梨中央/北陸/静岡/スルガ/阿波/SBJ/東日本/東京スター/神奈川/大光/静岡中央
信用金庫	横浜/かながわ/湘南/川崎/平塚/さがみ/中栄/中南/さわやか/芝/西武/城南/世田谷/多摩/山梨
信用組合	ハナ/神奈川県医師/神奈川県歯科医師/横浜幸銀/横浜華銀/小田原第一/相愛
政府系金融機関	商工組合中央金庫

※一部の融資メニューを取り扱っていない場合がありますので、事前に金融機関へご確認ください。

※東京都、埼玉県、千葉県、静岡県、山梨県にある営業店でもお申込みいただける場合があります。

主な必要書類 令和3年度から納税証明書を原則不要としています。

必要書類	備考
神奈川県中小企業制度融資申込書	取扱金融機関、又は県金融課ホームページにご用意しています。
融資メニューごとの規定書類	詳しくは県金融課ホームページをご覧ください。お申込み先の取扱金融機関にご確認ください。
金融機関、神奈川県信用保証協会に提出する書類	お申込み先の取扱金融機関にご確認ください。

## ご相談・お問合せの窓口

### 制度についてのお問合せ、融資全般のご相談は…

金融相談窓口(県金融課内)へ 045-210-5695 (平日8時30分～17時15分)

県のホームページもご覧ください

・制度内容のご案内 ・各種書式のダウンロード

神奈川県 制度融資

検索



融資の具体的なご相談は、取扱金融機関にご相談ください。

### 信用保証のご利用をはじめとした金融相談等は…

神奈川県信用保証協会の下表の営業部・各支店へ(平日9時00分～17時15分)

営業部・支店	電話番号	担当地域
営業部	045(681)7178	横浜市(鶴見区を除く)
川崎支店	044(222)7811	川崎市、横浜市鶴見区
小田原支店	0465(23)0138	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
横須賀支店	046(822)3821	横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町
藤沢支店	0466(23)0792	藤沢市、平塚市、鎌倉市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町、二宮町
厚木支店	046(221)0633	厚木市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
相模原支店	042(752)0575	相模原市

神奈川県信用保証協会のホームページもご覧ください。

<https://www.cgc-kanagawa.or.jp/>



神奈川県信用保証協会  
キャラクター「カナモ」

### 経営のご相談、事業計画書の作成についての助言は…

神奈川産業振興センター(KIP)(総合相談窓口)へ 045-633-5200(平日8時30分～17時15分)

この他、地域の商工会・商工会議所・産業振興財団等では、創業される方を「創業支援機関」として支援しているほか、経営に関する相談等に無料で応じています。